

私立幼稚園の設置及び収容定員変更の認可等に関する審査基準

(趣旨等)

第1条 私立幼稚園（以下「幼稚園」という。）の設置認可及び収容定員変更の認可等については、学校教育法（昭和22年法律第26号）その他の法令（以下「法令」という。）に定めるもののほか、この審査基準の定めるところによるものとする。

2 幼稚園を新たに設置又は収容定員を増員（以下「設置又は増員」という。）しようとする場合は、次の事項について記載した資料を第17条第1項に定める計画書に添付しなければならない。

(1) 社会情勢の変化に伴う新たな需要や取り巻く諸課題に関して、幼稚園を設置することにより、宮城県内の幼児に対し、どのような教育を施していくのかが明確であること。

(2) 長期的かつ安定的に園児の確保を図ることができる見通しであること。

3 設置又は増員しようとする場合は、建築基準法、消防法等の他法令において、抵触するものがないか確認した結果を記載した資料を第17条第1項に定める計画書に添付しなければならない。

(名称)

第2条 幼稚園の名称は、幼稚園の目的にふさわしいものであり、かつ、県内の他の幼稚園と同一又は紛らわしいものでないものとする。

(設置者)

第3条 幼稚園の設置者は、学校法人並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人とする。

(位置等)

第4条 幼稚園の位置等は、幼児の教育上適切な環境であること。

2 前項の適切な環境は、次に掲げるとおりとする。

(1) 洪水、崖崩れ等の災害に対して安全で、良好な日照及び空気を得られること。

(2) 騒音、振動、臭気等を発生させる事業所や火薬・高圧ガス等危険物を大量に取り扱う事業所が近隣にないこと。

(3) 教育環境を著しく害するおそれのある旅館、風俗営業の施設等が近隣にないこと。

(4) その他、園児の通園の安全が確保されていると認められること。

(開設の時期)

第5条 幼稚園の開設は、4月1日とする。

(幼稚園の収容定員)

第6条 幼稚園の収容定員は、教員組織、園地園舎等の施設・設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるものとする。

(1学級の幼児数)

第7条 1学級の幼児数は、30人以下を原則とする。

(園長)

第8条 園長は、原則として1園に常勤とする。ただし、他の幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所（以下「幼稚園等」という。）と併任する場合であって、それぞれの幼稚園等の教育上又は運営上支障のないときは、この限りでない。

(教職員)

第9条 幼稚園には、園長のほか、各学級ごとに少なくとも専任の主幹教諭、指導教諭又は教諭（次項において「教諭等」という。）を一人置かなければならない。

2 特別の事情があるときは、教諭等は、専任の副園長又は教頭が兼ね、又は当該幼稚園の学級数の三分の一の範囲内で、常勤の助教諭若しくは講師をもつて代えることができる。

3 前条のただし書の場合にあつては、併任する全ての幼稚園に専任の副園長又は教頭を置くものとする。

4 幼稚園に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。

5 幼稚園には、養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭又は養護助教諭及び事務職員を置くように努めなければならない。

(施設及び設備)

第10条 保育室の面積はおおむね53㎡以上、遊戯室の面積はおおむね100㎡以上であることとし、保育室と遊戯室は原則として兼用しないこと。

2 幼稚園の施設（園地を含む。）及び設備は、負担付き又は借用のものであってはならない。ただし、校地及び校舎については次のいずれかに該当する場合で、かつ、教育上支障のないときは、この限りでない。

(1) 国又は地方公共団体から借用する場合

(2) 国又は地方公共団体以外の者から借用する場合にあつては、20年以上の長期にわたり安定して使用できる保証がある場合

3 園地には、教育目的以外のために使用される施設及び設備を設けてはならない。

(園舎及び運動場)

第11条 園舎は、2階建以下を原則とする。園舎を2階建とする場合及び特別の事情があるため園舎を3階建以上とする場合にあつては、保育室、遊戯室及び便所の施設は、第1階に置かなければならない。ただし、園舎が耐火建築物で、園児の待避上必要な施設を備えるものにあつては、これらの施設を第2階に置くことができる。

2 園舎及び運動場は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。

3 園舎及び運動場の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、各号記載の面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

(1) 園舎の面積は次のとおりとする。

ア 学級数が1学級の場合 面積 180m^2

イ 学級数が2学級以上の場合 面積 $320 + 100 \times (\text{学級数} - 2) \text{m}^2$

(2) 運動場の面積は次のとおりとする。

ア 学級数が2学級以下の場合 面積 $330 + 30 \times (\text{学級数} - 1) \text{m}^2$

イ 学級数が3学級以上の場合 面積 $400 + 80 \times (\text{学級数} - 3) \text{m}^2$

(施設及び設備等)

第12条 幼稚園には、次の施設及び設備を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。

(1) 職員室

(2) 保育室

(3) 遊戯室

(4) 保健室

(5) 便所

(6) 飲料水用設備、手洗用設備、足洗用設備

2 保育室の数は、学級数を下つてはならない。

3 飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない。

4 飲料水の水質は、衛生上無害であることが証明されたものでなければならない。

第13条 幼稚園には、学級数及び幼児数に応じ、教育上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。

2 前項の園具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

第14条 幼稚園には、次の施設及び設備を備えるように努めなければならない。

(1) 放送聴取設備

(2) 映写設備

(3) 水遊び場

(4) 幼児清浄用設備

(5) 給食施設

(6) 図書室

(7) 会議室

(他の施設及び設備の使用)

第15条 幼稚園は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

(設置の認可)

第16条 学校法人による幼稚園の設置及び学校法人以外の幼稚園の設置者による新たな学校法人立幼稚園の設置の認可については、以下の各号のいずれにも該当しなければな

らない。

(1) 設置経費の財源として、既設校（幼稚園等並びに幼稚園を除く学校教育法第1条に規定する学校、専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）の園児・児童・生徒の納付金から繰り入れる場合には、既設校の維持経営に支障を来たさない範囲内とすること。

(2) 既設校のための負債について、次に掲げるもののほか、償還が適正に行われており、かつ、適正な償還計画が確立されていること。

ア 法人の施設又は設備の整備に伴う負債は、特別の事情があり、償還計画が適切かつ確実なものと認められるものに限り、資産総額の3分の1以内において認めるものとする。

イ アの負債は、日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）、銀行、信用金庫又は知事が認める金融機関からの借入金によるものでなければならない。

(3) 次の各事項について、既設校の管理運営の適正を期し難いと認められる事実がないこと。

ア 法令の規定、法令の規定による処分及び寄附行為に基づく登記、届出、報告等が適切になされていること

イ 役員若しくは教職員の間又はこれらの者の間における訴訟その他の紛争がないこと

ウ 事業団からの借入金の償還（利息、延滞金の支払いを含む。）及び掛金並びに公租・公課の納付が適切になされていること

（計画書の提出）

第17条 幼稚園を設置しようとする者は、幼稚園開設予定年度の前々年度の9月30日までに、収容定員変更をしようとする者は、収容定員変更予定年度の前々年度の3月31日までに、別に定める計画書一式を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出は、前項の計画書の了承に基づき、計画の達成が確実となった時期に、関係書類を添えて、速やかに行うものとする。

（広報活動）

第18条 設置認可申請前の広報活動は、次の各号のいずれにも該当する場合に行うことができるものとする。

(1) 申請者の責任において実施すること。

(2) 関係書類やホームページの画面に「設置構想中」又は「設置計画中」と明確に記載すること。

(3) 園名、教育内容、募集人員、募集開始時期、入園方法等について掲載する場合は「予定である」ことを明確に記載すること。

(4) 広報活動の内容は、事実即ち正確なものであることはもとより、計画書又は申

請書類等との整合性が保たれていること。

(5) 設置が確実であると誤解されるような断定的な表現は用いないこと。

(園児募集)

第19条 設置認可申請前の園児募集は、原則として禁止する。ただし、次の各号のいずれにも該当する場合は、この限りでない。

(1) 私立学校審議会の専門部会において了承されていること。

(2) 第17条第2項に規定する申請書を提出していること。

(3) 開設予定年度の開園が確実と認められること。

(4) 関係書類及びホームページの画面に「開園予定」又は「設置認可申請中」等と明確に記載すること。

(5) 募集人員は、園則上の入園定員を明示すること。

(6) 入園案内又は募集広告等について、入園志願者に誤解を与えるような表現は用いないこと。

附 則

1 この基準は、平成6年12月1日から施行する。

2 平成6年11月30日までに第11条に規定する計画書の提出があったものについては、なお従前の例による。

3 私立幼稚園設置認可等要綱（昭和63年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この基準は、平成7年6月8日から施行する。

附 則

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第11条第1項の規定は、平成30年度に幼稚園を開設しようとする計画書の提出から適用し、平成29年度以前に幼稚園を開設しようとする計画書の提出については、なお従前の例による。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年2月18日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この基準は令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この基準の施行前に提出された申請書及び計画書については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この基準は令和8年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この基準の施行の際現に存する幼稚園における1学級の幼児数については、改正後の第7条の規定にかかわらず、令和14年3月31日までは、なお従前の例によることができる。